

サクラやウメ、モモなどを
食い荒らす特定外来生物！

親子で クビアカ ツヤカミキリ 駆除大作戦！

見つけたら
駆除！

被害を広げないために
今、行動を！

クビアカツヤカミキリ駆除にご協力ください

岐阜県全域でクビアカツヤカミキリの成虫を駆除し、県事務所等に
持ち込んでくださった方には、捕獲数等に応じてお礼を進呈します！！
(詳細は裏面をご覧ください)

受付期間 令和8年8月7日(金)から令和8年9月7日(月)まで

クビアカツヤカミキリとは？

サクラやウメ、モモの木を枯らす特定外来生物

- ・東アジアの昆虫で、幼虫が木の内部を食い荒らして枯死させ、桜並木などでは落枝や倒木による事故発生の恐れがあります。
- ・夏に成虫となり、木の外へ脱出しますが、本種は繁殖力や拡散能力が非常に高く、成虫が飛翔したり、車などに付着して運ばれると、各地へ生息域を拡大させます。
- ・被害を抑えるためには、侵入初期の今の段階で駆除することが重要です。

岐阜県内の侵入状況

海津市・各務原市・羽島市で発見されました
愛知県、三重県、滋賀県でも侵入が確認されていることから他の市町村へも侵入している可能性があります。



<成虫の見分け方>

- ・体全体は光沢のある黒色
- ・胸部（首の部分）は赤色
- ・体長は2～4cm

似ている虫に注意

小さい
8～15mm



胸部が
丸い

チャイロホソヒラタカミキリ
(写真出典：INSECT.Minoh.City)

<成虫を見つけるヒント>



幼虫が木の内部を食い荒らした跡
(木くずと糞が混ざったもの)



成虫が木の中から出てきた跡

主催：岐阜県環境エネルギー生活部自然環境課

「クビアカツヤカミキリ」駆除大作戦への参加方法

参加対象者

岐阜県在住者 ※親子でなくても参加できます。



<岐阜県HP>

← 応募用紙はこちら



参加方法

- クビアカツヤカミキリの成虫を駆除する。
- 応募用紙に、氏名、住所、発見日時、発見場所、個体数等の詳細を記録する。
- 駆除したクビアカツヤカミキリと応募用紙を受付場所へ持参する。

※生きたままの運搬は法律で禁止されています。殺虫剤や踏み潰すなどして必ず駆除して持ち込んでください。
※発見場所を改めて調査するため、詳細を後日お問い合わせすることがあります。

参加していただいた方に、「県産品詰め合わせ（3,000円相当）」を進呈します！

海津市、各務原市、羽島市で駆除

持ち込み個体数が多い
上位者にお礼を進呈

その他の市町村で駆除

抽選でお礼を進呈



イメージ

※お礼の発送をもって、結果発表にかえさせていただきます。

受付場所（受付時間：月曜日から金曜日の9時から12時、13時から16時）※事前にご連絡下さい。

区分	名称	所在地	電話番号
発見場所が 右の市町	海津市役所 生活・環境課	海津市海津町高須515	0584-53-3195
	各務原市役所 環境政策課	各務原市那加桜町1-69	058-383-4231
	羽島市役所 農政課	羽島市竹鼻町55	058-392-9952
	池田町役場 環境課	揖斐郡池田町六之井1468-1	0585-45-0727
発見場所が 上の市町 以外	岐阜地域環境事務所	岐阜市藪田南5-14-53 OKBふれあい会館第2棟3階	058-272-1920
	西濃県事務所 環境課	大垣市江崎町422-3 西濃総合庁舎	0584-73-1111 内線223
	揖斐県事務所 環境課	揖斐郡揖斐川町上南方1-1 揖斐総合庁舎	0585-23-1111 内線212
	可茂県事務所 環境課	美濃加茂市古井町下古井2610-1 可茂総合庁舎	0574-25-3111 内線217
	中濃県事務所 環境課	美濃市生櫛1612-2 中濃総合庁舎	0575-33-4011 内線216
	東濃県事務所 環境課	多治見市上野町5-68-1 東濃西部総合庁舎	0572-23-1111 内線217
	恵那県事務所 環境課	恵那市長島町正家後田1067-71 恵那総合庁舎	0573-26-1111 内線216
	飛騨県事務所 環境課	高山市上岡本町7-468 飛騨総合庁舎	0577-33-1111 内線227

注意事項

(1) 作戦全般の注意事項

- クビアカツヤカミキリは人体に害があるとの情報はありますが、駆除の際はかまれたり、けがをしないよう十分注意してください。

(2) 駆除の際の注意事項

- 駆除の際は、民家や畑、果樹園などの他人の土地や、川や高所など危険な場所には絶対に入らないでください。
- 暑さ対策（水分補給、帽子・日傘の準備等）を万全に行ってください。
- 他の生き物をむやみに採取しないでください。
- 探索時に危険な生き物（スズメバチ、マムシ等）がいたら近づかないでください。
- クビアカツヤカミキリの拡散を防ぐネットが巻かれている木には触らないでください。

(3) 運搬の際の注意事項

- 外来生物法により、クビアカツヤカミキリ（特定外来生物）は生きた状態での飼養、保管、運搬等が禁止されていますので、殺虫剤や踏み潰すなどして駆除し、生きた状態で保管や運搬を行わないでください。

(4) 持ち込む際の注意事項

- 持ち込まれた個体はその場ですべて回収し、返却しません。
- 成虫の形が崩れている場合は、赤い胸部が確認できる部位をもって1個体とします。
- 幼虫、卵、その他の生き物は対象外です。
- 受付期間中は何回でも持ち込み可能ですが、まとめたの持ち込みにご協力ください。



主催：岐阜県環境エネルギー生活部自然環境課